

**「令和8年度 周産期保健医療体制強化支援事業（沖縄県新生児蘇生法
講習会実施事業）」業務委託仕様書（公告用）**

1 業務名

「令和8年度 周産期保健医療体制強化支援事業（沖縄県新生児蘇生法講習会実施事業）委託」に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日～令和9年3月31日まで

3 事業目的

沖縄県内の新生児に対する医療水準を向上させ、周産期医療体制の充実強化を図るため、新生児蘇生法講習会開催等の業務を委託する。

新生児蘇生法講習会参考 URL

日本周産期・新生児医学会

新生児蘇生法普及事業 事務局 <http://www.ncpr.jp/>

4 業務内容

(1) 新生児蘇生法講習会の開催

※ 運営にあたっては、県の指定するインストラクターと十分調整をすること。

ア 県内産科医療機関・小児科医療機関に対する開催案内（FAX 等）

イ 申込者集約業務・受付書類作成

ウ 名札・プログラム等当日配布資料準備

- ・ Aコースは、受講生テスト結果返信用として角2封筒（140円切手貼付）を受講人数分準備すること。

- ・ プログラム等配付資料原本はインストラクターにより準備

エ インストラクターへの謝金及び旅費支払い手続き（謝金・旅費は委託料に含む）及び離島開催時のインストラクター旅券・宿泊等調整

オ その他必要な物品の購入

カ 講習に使用する備品のメンテナンス・管理

- ・ 新生児蘇生モデル人形メンテナンス（4体）他喉頭鏡の電球交換等

(2) その他講習会開催に必要な事項

ア 講習会受講生に係る受講登録事務と講習会関係団体との調整

5 沖縄県新生児蘇生法講習会開催場所及び回数

(1) 沖縄本島（Aコース） 5回（※Pコースへの振替も含む）

(2) 宮古又は八重山（Aコース） 1回

(3) 沖縄本島（スキルアップコース） 5回

(4) (1)から(3)の実施後、委託料の範囲内で追加開催も可能とする。

6 経費区分について

内訳	備考
① 人件費	当該事業に従事した時間にかかる給料相当額
② 事業費	旅費交通費、報償費、需用費（食糧費は含まない）、役務費、使用料及び賃借料、印刷製本費、委託料（ただし契約金額の50%を超える再委託は不可） ※講習会会場使用料は計上しなくてもよい
③ その他必要経費	一般管理費など なお一般管理費は沖縄県見積基準により①～③の合計額から再委託費を除いた額の10%以内とすること。
④ 消費税（現行10%計上）	①～③の合計額×0.1

※ 消費税額の改定時は協議し、契約金額を改定する。

7 謝金及び旅費

(1) 講師及び補助者の謝金は、次のとおりとする。

Aコース : 講師 1日あたり 27,500円とする。
 補助者 1日あたり 20,000円とする。

スキルアップコース : 講師（Fコース受講者） 1日あたり 16,500円、
 補助者 1日あたり 12,000円とする。

※ 講師人数の考え方について

① Aコースの講習会は開催案内後に10名以上の受講者が確実に参加する場合に開催するものとし、それを下回る場合は当該講習会を中止し、他の日程で講習会を開催するものとする。

ただし、近日中に同地域内で開催予定があり、かつその講習会の受講者数に余裕がある場合は、県に報告のうえその日に振り替えても良いこととする。

② Aコース講習会の開催は統括責任者1名、各グループにインストラクター1名、補助者については受講者数5～6人に対して1名、それを超える場合は2名も可能とする。

なお、これによりがたい場合は、県と協議を行うものとする。

③ スキルアップコース講習会の開催は統括責任者1名、各グループにインストラクター1名、補助者については受講者数4～6人に対して1名とする。

(2) 旅費の支給額については、受託者規程による。

8 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県保健医療介護部医療政策課と協議すること。

9 その他

本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、相談者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。